

## 令和7年度大潟村教育留学事業 実施要項

- 1 趣 旨 

大潟村は八郎潟を干拓し、開拓者の努力と挑戦により誕生した、他の自治体には例を見ない特色ある計画農村である。

また、大潟村は、教育県である秋田県の中でもICT教育に力を入れており、充実した学習環境を整備している。

教育留学を通じて、都市部では得ることのできない自然体験や大潟村特有の干拓の歴史や文化に触れるとともに、先進的なICT教育を体験してもらおう。
- 2 目 的 

大潟村の教育環境と豊かな地域性を直接体験することで、大潟村の良さを実感してもらい、将来的な村との関係・交流人口の拡大につなげる。また、村内児童生徒と異なる背景を持つ留学生との交流により、お互いの視野を広げ、多様な価値観や知識に触れることで、幅広い見識を養う貴重な機会とする。
- 3 主 催 

大潟村教育委員会
- 4 受入内容 

大潟小学校・大潟中学校での授業体験

※留学生に対する個別の事業（体験教室等）は実施しない。
- 5 受入期間 

令和7年7月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※上記期間のうち1～2週間程度を想定
- 6 受 入 日 

大潟小学校・大潟中学校の授業日かつ受入可能な日
- 7 受 入 校 

大潟小学校・大潟中学校
- 8 宿 泊 先 

(1)多目的会館（及び分館）（大潟村字東2-1-6）

(2)ホテルサンルーラル大潟（大潟村字北1-3）

(3)親族宅

- 9 受入対象者 国内かつ秋田県外在住の小学校1年生から中学校2年生までの児童生徒で、村の教育に関心があり、下記のいずれかに該当するもの。
- (1) 期間中、保護者が一緒に来村・滞在できる児童生徒
  - (2) 村に祖父母等の親族がおり、期間中は親族宅から通学できる児童生徒
- 10 申込期間 教育留学を希望する1ヶ月前までに大潟村教育委員会へ申し込む
- 11 申込方法
- (1) 電話で下記に問い合わせる。
  - (2) 聞き取り調査を経て、申請書類等を送付する。
  - (3) 必要事項を記入し、大潟村教育委員会あてに申請する。
- 12 費用 原則として全て自己負担とする。
- ※ただし、在籍校で使用している教科書と異なる場合は教科書、また、学習教材を貸与する。
- 13 その他
- (1) 住民票を移すことは不要とする。
  - (2) 大潟小・中学校に通学した日数は、在籍している学校の出席日数として加えることができる。(ただし在籍市町村教育委員会、校長の了承が得られた場合のみ)
  - (3) 生徒指導面や健康面で特別な配慮が必要な場合、児童生徒の受け入れを断ることができる。

13 問合せ

〒010-0443

秋田県南秋田郡大潟村字中央1-21

大潟村教育委員会 学校教育班 竹田

T E L : 0185-45-3240 F A X : 0185-45-2611

E - m a i l edu-ogt@vill.ogata.akita.jp